入　札　公　告

条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 第 1 項及び福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）第 246 条第 1 項の規定により公告する。

令和８年１１月６日

福島県喜多方建設事務所長　遠藤　恒司

１　入札に付する事項

(1) 買入れをする物品等の名称及び予定数量

令和８年度下半期燃料単価契約

品目　灯油　予定数量　３０，０００リットル

(2) 買入れをする物品の仕様等　入札説明書による。

(3) 納入期限　令和８年１１月２５日～令和９年３月３１日

(4) 納入場所　猪苗代土木事務所、磐梯町停車場線無散水消雪設備

２　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 施行令第 167 条の 4 第 1 項各号いずれにも該当しない者であること。

(2) 福島県の「物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿（有効期間Ｒ８.４.１～Ｒ１１.３.３１）」に登録され、その名簿中営業種目は「17 燃料・油脂類」、入札参加希望地域「会津」、取扱品目「1702 重油・灯油」及び福島県内に本店・支店・営業所等給油取扱所（以下給油所という）を有する者であること。

(3) 福島県猪苗代土木事務所管内（猪苗代町、磐梯町及び北塩原村の一部地域）に給油所が有り、指定納入場所に給油することが可能であること。

(4) 福島県から現に物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていない者であること。

３　入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の条件付一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を郵送又は持参により提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期限　　令和８年１１月１３日（金）１７時１５分（郵送の場合必着とする）

(2) 提出場所　　郵便番号９６９－３１２１　福島県耶麻郡猪苗代町字梨木西７０

福島県猪苗代土木事務所

電話番号　０２４２－６２－３１０２

４　契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び期間

ア　場所　３に掲げる場所に同じ。

なお、入札説明書の交付は上記で行うほか福島県喜多方建設事務所ホームページにおいて公開する。

イ　期間　令和８年１１月６日（金）～令和８年１１月１９日（木）

(2) 入札書の提出期限

ア　提出期限　令和８年１１月２０日（金）１３時３０分

イ　提出先　上記３（２）に同じ

5　入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

6　入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を入札書の提出期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県猪苗代土木事務所長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7　入札の無効

２の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8　その他

(1) 入札方法　入札書には、１リットルあたりの単価を記入すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額を契約金額とし、支払金額は契約金額に購入数量を乗じて得た金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定の方法　予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否　要

(4) その他　詳細は、入札説明書による。

(5) 本公告に関する問い合わせ先

福島県猪苗代土木事務所　総務課

電話番号　　０２４２－６２－３１０２

ファクシミリ　０２４２－７２－１４７１

電子メール　　inawashiro.doboku@pref.fukushima.lg.jp